



熊本県公報

第 1 2 3 9 9 号

平成 27 年 3 月 10 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更..... (道路保全課) 1
- 道路の区域変更..... (//) 2
- 道路の供用開始..... (//) 2
- 道路の供用開始..... (//) 3
- 指定管理者の指定..... (健康福祉政策課) 3
- 熊本県こども総合療育センターの使用料等収納事務の委託..... (障がい者支援課) 3
- 漁船保険付保義務の消滅(高戸加入区)..... (団体支援課) 3
- 指定管理者の指定..... (環境立県推進課) 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定..... (社会福祉課) 4
- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定..... (//) 4
- 生活保護法に基づく指定介護機関の事業廃止..... (//) 4
- 生活保護法に基づく指定介護機関の事業休止..... (//) 5
- 道路の区域変更..... (道路保全課) 6
- 道路の区域変更..... (//) 6

公 告

- 肥料登録有効期間更新..... (農業技術課) 6
- 知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項..... (県政情報文書課) 7
- 公共測量の実施..... (監理課) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了..... (建築課) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出..... (商工振興金融課) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了..... (建築課) 10
- 争議行為の予告..... (労働雇用課) 10
- 道路の位置指定..... (建築課) 10
- 農用地利用配分計画の認可の申請..... (農地・農業振興課) 10
- 農用地利用配分計画の認可の申請..... (//) 11

登 載 依 頼

- 平成 27 年 4 月 1 2 日執行の熊本県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所..... (選挙管理委員会) 11
- 熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則..... (警察本部総務課) 12
- 熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則..... (警察本部広報県民課) 12
- 熊本県有明海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程..... (熊本県有明海区漁業調整委員会) 13
- 天草不知火海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程..... (天草不知火海区漁業調整委員会) 44
- 熊本県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程..... (内水面漁場管理委員会) 75
- 第 26 回熊本県地域福祉推進委員会の開催..... (地域福祉推進委員会) 106
- 地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部を改正する規則..... (警察本部交通企画課) 106
- 熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則..... (人事委員会) 106
- 熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則..... (//) 107
- 熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則..... (//) 107
- 熊本県職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則..... (//) 108

告 示

熊本県告示第 208 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	囲砥用線	下益城郡美里町川越字澤水 2215番地先から 同所 2219番2地先まで	前	6.4 ～ 9.5	66.7	単道改
			後	6.9 ～ 14.6		

2 区域を変更する期日 平成27年3月10日

熊本県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	宇土甲佐線	上益城郡甲佐町大字糸田字十年 2558番2地先から 同所 2546番地先まで	前	10.2 ～ 17.3	90.0	町道改良に伴う区域変更
			後	10.2 ～ 30.1		
一般県道	嘉島甲佐線	上益城郡甲佐町大字糸田字十年 2567番地先から 同所 2558番2地先まで	前	10.2 ～ 12.2	88.0	
			後	10.2 ～ 28.2		

2 区域を変更する期日 平成27年3月10日

熊本県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	和仁菊水線	玉名郡和水町西吉地字山森 2011番1地先から 同所 2008番1地先まで	120.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成27年3月13日

熊本県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	八代市泉町大字椎原字椎原 185番6地先から 八代市泉町大字柿迫字松ノ岩 8988番1地先まで	881.0	活力基盤 改築

2 供用を開始する期日 平成27年3月16日

熊本県告示第212号

熊本県総合福祉センター条例（平成5年熊本県条例第47号）第11条第1項の規定により熊本県総合福祉センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県総合福祉センター	熊本市中央区南千反畑町3番7号	熊本県身体障害者福祉団体連合会・三勢グループ 代表者 社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会 会長 岡部恵美子	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

熊本県告示第213号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 委託の内容

熊本県こども総合療育センター条例（昭和30年熊本県条例第28号）第5条第1項に規定する使用料（同項に規定する診療等に係るものに限る。）及び熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第638号から第640号までに規定する手数料（窓口において現金で納められるものに限る。）の収納の事務

2 委託の相手方

株式会社ニチイ学館 代表取締役 寺田 明彦
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地

3 委託する期間

平成27年3月1日から平成27年3月31日まで

熊本県告示第214号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成23年3月8日熊本県告示第236号で公示した高戸加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成27年3月7日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第215号

熊本県環境センター条例（平成5年熊本県条例第21号）第13条第1項の規定により

熊本県環境センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県環境センター	熊本市中央区帯山四丁目18番1号	株式会社キューネット 代表取締役 西川尚希	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

熊本県告示第216号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問リハビリテーション）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会医療法人芳和会 熊本市中央区神水1-14-41	水俣協立病院 水俣市桜井町2-2-12	平成27年1月19日

熊本県告示第217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（居宅療養管理指導）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社不知火薬局 宇城市松橋町松橋1194	松橋 クローバー薬局 宇城市松橋町豊福2064-3	平成27年2月10日

（短期入所生活介護）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人八代愛育会 八代市二見本町240番地	短期入所生活介護事業所 キャッスル麦島 八代市古城町1938番1	平成26年6月1日

（介護予防居宅療養管理指導）

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社不知火薬局 宇城市松橋町松橋1194	松橋 クローバー薬局 宇城市松橋町豊福2064-3	平成27年2月10日

熊本県告示第218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において

その例による場合を含む。)の規定により次の指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるもの場合を含む。)の規定により告示する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人一陽会 天草市五和町御領9093番地	ヘルパーステーションなぎ 天草市五和町御領9133番地	平成27年1月31日
医療法人社団昭和会 荒尾市荒尾172	ヘルパーステーションむつみ 荒尾市荒尾317-1	平成26年10月1日

(介護予防訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人社団昭和会 荒尾市荒尾172	ヘルパーステーションむつみ 荒尾市荒尾317-1	平成26年10月1日

(居宅介護支援)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人一陽会 天草市五和町御領9093番地	ブルーマリン天草指定居宅介護 保険事業所 天草市五和町御領9133番地	平成27年1月31日
医療法人一陽会 天草市五和町御領9093番地	五和町在宅介護支援センター ブルーマリン天草指定居宅介護 保険事業所 天草市五和町御領9133番地	平成27年1月31日
医療法人一陽会 天草市五和町御領9093番地	天草訪問看護ステーション指定 居宅介護保険事業所 天草市諏訪町1番1号	平成27年1月31日

熊本県告示第219号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定介護機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
社会福祉法人八代市社会福祉協議会 八代市本町一丁目9番14号	八代市社協ほほえみ鏡 八代市鏡町鏡村720番地	平成27年3月31日

(介護予防訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	休止年月日
社会福祉法人八代市社会福祉協議会 八代市本町一丁目9番14号	八代市社協ほほえみ鏡 八代市鏡町鏡村720番地	平成27年3月31日

熊本県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	水俣出水線	水俣市湯出字湯下 1372番7地先から 同所 1383番1地先まで	前	4.5 ～ 7.3	39.0	単沿環
			後	11.1 ～ 13.5		
		水俣市湯出字沖無田 1541番8地先から 同所 1544番6地先まで	前	5.5 ～ 7.7	44.0	
			後	7.5 ～ 11.9		

2 区域を変更する期日 平成27年3月10日

熊本県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年3月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市新和町小宮地 496番5地先から 同所 496番2地先まで	前	17.1 ～ 23.9	22.4	防交 (仮設 道路の 撤去)
			後	14.2 ～ 23.9		

2 区域を変更する期日 平成27年3月10日

公 告

熊本県公告第144号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥 第142 6号	液状複 合肥料	ジュ シー エ ース	りん酸全 量：6.0 加里全量：	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ	熊本県果実農業 協同組合連合会 熊本県熊本市小	平成30 年3月2 4日

			2.0	の他の制限事項は、公定規格のとおり。	山町1846番地	
--	--	--	-----	--------------------	----------	--

熊本県公告第145号

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

知事が所管する県政情報の公表等に関する要項の一部を改正する要項
知事が所管する県政情報の公表等に関する要項（平成13年熊本県公告第232号の2）
の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表(第2の1(2)関係)

部 局 名	計画等の名称
知事公室	熊本県地域防災計画
総務部	熊本県消防広域化推進計画
企画振興部	くまもと県南フードバレー構想
	熊本県過疎地域自立促進方針
	熊本県過疎地域自立促進計画
	国土利用計画(熊本県計画)一第四次一
	熊本県土地利用基本計画
	新熊本県土地対策要綱
	第五次水保・芦北地域振興計画
	宇土草地域半島振興計画
	熊本県山村振興基本方針
	熊本県離島振興計画
	ふるさと五木村づくり計画
	熊本県文化振興基本方針
健康福祉部	第6次熊本県保健医療計画
	熊本県やさしいまちづくり推進計画
	第2期熊本県地域福祉支援計画“くまもと夢支縁集”
	くまもとユニバーサルデザイン振興指針
	熊本県感染症予防計画
	熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画
	第2次熊本県動物愛護・管理推進計画
	熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画「長寿・あんしん・くまもとプラン」
	熊本県地域ケア体制整備構想
	熊本県次世代育成支援行動計画(後期計画)
	熊本県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)
	第3期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画
	第4期熊本県障がい者計画「くまもと・夢・障がい者プラン」
	第3期熊本県障がい福祉計画
	第3次くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画)
	くまもと食で育む命・絆・夢プラン(熊本県健康食生活・食育推進計画)
環境生活部	第三次熊本県環境基本指針
	第四次熊本県環境基本計画
	地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画
	有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画
	熊本地域地下水総合保全管理計画
	熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく第2期行動計画
	熊本県水道整備基本構想
	熊本県野生動物植物の多様性保全基本方針
	第11次鳥獣保護事業計画
	生物多様性くまもと戦略
	熊本県一般廃棄物処理広域化計画
	熊本県廃棄物処理計画
	熊本県産業廃棄物公共関与基本計画
	くまもと食の安全安心のための基本方針
	第3次熊本県食の安全安心推進計画
	第9次熊本県交通安全計画
	第2次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画
	第3次熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまもと21」
	熊本県パートナーシップ指針
	熊本県人権教育・啓発基本計画
商工観光労働部	熊本県労働・人材育成計画「人と仕事いきいきプラン」
	熊本県総合エネルギー計画
	熊本県産業振興ビジョン2011
	ようこそくまもと観光立県推進計画(平成24～27年度)
	くまもと国際化総合指針～世界の活力を熊本へ・熊本の活力を世界へ～
農林水産部	熊本県食料・農業・農村計画
	熊本県水産業振興基本構想
	熊本県森林・林業・木材産業基本計画
	熊本県農業振興地域整備基本方針
	熊本県農村地域工業等導入基本計画
	地域森林計画
土木部	新熊本県建設産業振興プラン
	熊本CALs/EC(公共事業支援統合情報システム)基本構想
	熊本県広域道路整備基本計画
	熊本県の道路整備に関する中長期計画
	熊本県景観づくり基本計画
	くまもと生活排水処理構想2011
	熊本港港湾計画
	三角港港湾計画
	八代港港湾計画
	熊本県の港湾ビジョン
	熊本県建築物耐震改修促進計画
	熊本県住宅マスタープラン
	熊本県高齢者居住安定確保計画～くまもと・長寿・あんしん・住まいプラン～
備考	この別表は、県政情報文書課長が各部局等から計画等の状況報告を受けたうえで、年1回改正するものとする。

熊本県公告第146号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により合志市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（道路3次元データ計測）	平成27年3月9日から 平成27年3月20日まで	合志市内の一部

熊本県公告第147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字安永字二ノ峠1213番2
4,302.31平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字安永1213番地2
社会福祉法人純心会

熊本県公告第148号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス松橋店
宇城市松橋町曲野字片林116番1ほか
- 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年10月26日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,880平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
建物北西側及び南西側 76台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
建物敷地南西側 28台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
建物北西側 50平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側 11立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北西側
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 届出年月日
平成27年2月25日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振

興局総務振興課

平成27年3月10日から平成27年7月10日まで

熊本県公告第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
（4工区）
菊池郡菊陽町大字原水字下原848番3の一部、同849番の一部、同851番2及び水路の一部
2,343.81平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊陽町

熊本県公告第150号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成27年2月21日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 事件
賃金引上げ等の要求に関する件
- 2 日時
平成27年3月12日から事件を解決するまでの間の連日又は短時間
- 3 場所
社会医療法人芳和会くわみず病院（熊本市中央区神水一丁目14-41）
社会医療法人芳和会本部事務所（熊本市中央区神水一丁目14-41）
社会医療法人芳和会熊本県民医連事務所（熊本市中央区神水一丁目14-41）
社会医療法人芳和会平和クリニック（熊本市中央区本荘二丁目15-18）
社会医療法人芳和会くすのきクリニック（熊本市北区龍田五丁目1-41）
社会医療法人芳和会菊陽病院（菊池郡菊陽町原水字下中野5587）
社会医療法人芳和会水俣協立病院（水俣市桜井町二丁目2-12）
社会医療法人芳和会神経内科リハビリテーション協立クリニック（水俣市桜井町二丁目2-28）
社会医療法人芳和会八代中央クリニック（八代市永碓町1361）
社会医療法人芳和会天草ふれあいクリニック（天草市丸尾町16-34）
特定医療法人ピネル会ピネル記念病院（熊本市東区佐土原一丁目8-33）
社会福祉法人くまもと福祉会特別養護老人ホームたくまの里（熊本市東区御領1-13-26）
- 4 概要
救急外来患者及び入院中の重症患者の対応に最低限必要な保安要員若干名を除く組合員の全部又は一部によるストライキ等の全ての争議行為

熊本県公告第151号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 熊本県宇土市北段原町96番地1
- 2 築造者の氏名 中野電気工業株式会社
- 3 道路の位置 宇土市城之浦町字大坪80番3、同101番3、同101番5、同101番6、同115番2及び水路の一部
- 4 道路の幅員 6.00メートルから6.22メートルまで
- 5 道路の延長 118.36メートル
- 6 指定年月日 平成27年2月23日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第32号

熊本県公告第152号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第

3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年3月10日から同月23日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
東 誠一	熊本市南区南高江1丁目	熊本市南区御幸西無田町字北無田43番1ほか8筆
ソウヨウファーム株式会社	熊本市南区御幸西無田町	熊本市南区御幸笛田町字年神1327番1ほか15筆
上田 隆幸	熊本市南区富合町大町	熊本市南区富合町大町字前田253番ほか1筆
成松 憲一	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町永字外皿3番1ほか7筆

2 申請年月日

平成27年2月20日

熊本県公告第153号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成27年3月10日から同月23日までの間、熊本県農林水産部経営局農地・農業振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年3月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 熊本すぎかみ 農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町坂野字大道下19番ほか120筆
農事組合法人 熊本すぎかみ 農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町高字塘道1003番ほか1筆

2 申請年月日

平成27年2月25日

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第11号

平成27年4月12日執行の熊本県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成27年3月10日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

市の選挙区(強制合区含む) 当該市の選挙管理委員会事務局

郡の選挙区 当該郡を管轄する熊本県広域本部総務部総務課又は県広域本部地域振興局総務振興課

ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付事務を行う場所は、別表に定める場所で行う。(別表)

選挙区名	時間	受付事務を行う場所	時間	受付事務を行う場所	受付事務を行う場所の所在地
熊本市第一	午前8時30分 ～ 正午	熊本市役所14階大ホール	正午 ～ 午後9時00分	熊本市選挙管理委員会事務局 (熊本市役所本庁舎13階)	熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市第二	午前8時30分 ～ 正午	熊本市役所14階大ホール	正午 ～ 午後5時00分	熊本市選挙管理委員会事務局 (熊本市役所本庁舎13階)	熊本市中央区手取本町1番1号
八代市・八代郡	午前8時30分 ～ 午前10時00分	八代市千丁支所2階大会議室	午前10時00分 ～ 午後5時00分	八代市選挙管理委員会事務局 (八代市千丁支所2階)	八代市千丁町新牟田1502番地1
人吉市	午前8時30分 ～ 午後5時00分	人吉市役所別館大会議室			人吉市西閣下町118番地
荒尾市	午前8時30分 ～ 午前9時30分	荒尾市役所11号会議室 (荒尾市役所1階)	午前9時30分 ～ 午後5時00分	荒尾市選挙管理委員会事務局 (荒尾市役所1階)	荒尾市宮内出目390番地
水俣市	午前8時30分 ～ 午後5時00分	水俣市役所「秋葉」3階会議室A			水俣市陣内1丁目1番1号
玉名市	午前8時30分 ～ 午前9時30分	玉名市役所4階会議室	午前9時30分 ～ 午後5時00分	選挙管理委員会事務局 (玉名市役所3階)	玉名市岩崎163番地
天草市・天草郡	午前8時30分 ～ 午前10時00分	天草市民センター展示ホール	午前10時00分 ～ 午後5時00分	天草市選挙管理委員会事務局 (天草市役所本庁舎3階)	市民センター:天草市東町3番地 事務局:天草市東浜町8番1号
山鹿市	午前8時30分 ～ 午前10時00分	山鹿市役所4階401会議室	午前10時00分 ～ 午後5時00分	山鹿市選挙管理委員会事務局 (山鹿市役所4階)	山鹿市山鹿987番地3
菊池市	午前8時30分 ～ 午前10時00分	菊池市役所庁舎大会議室 (菊池市役所庁舎3階)	午前10時00分 ～ 午後5時00分	菊池市選挙管理委員会事務局 (菊池市役所庁舎2階)	菊池市隈府388番地
宇土市	午前8時30分 ～ 午前11時00分	宇土市役所別館2階講習室	午前11時00分 ～ 午後5時00分	宇土市選挙管理委員会事務局 (宇土市役所企画棟2階)	宇土市浦田町51番地
上天草市	午前8時30分 ～ 午前10時00分	上天草市役所大矢野庁舎書庫棟2階会議室	午前10時00分 ～ 午後5時00分	上天草市選挙管理委員会事務局 (上天草市役所大矢野庁舎2階)	上天草市大矢野町上1514番地
宇城市・下益城郡	午前8時30分 ～ 午前10時00分	宇城市役所本館3階大会議室	午前10時00分 ～ 午後5時00分	宇城市選挙管理委員会事務局 (宇城市役所本館2階)	宇城市松橋町大野95番地
阿蘇市	午前8時30分 ～ 午後5時00分	阿蘇市役所2階会議室			阿蘇市一の宮町宮地504番地1
合志市	午前8時30分 ～ 午前10時30分	合志市役所合志庁舎2階大会議室	午前10時30分 ～ 午後5時	合志市選挙管理委員会事務局 (合志市役所合志庁舎2階)	合志市竹迫2140番地
玉名郡	午前8時30分 ～ 午前10時00分	熊本県玉名総合庁舎大会議室 (熊本県玉名総合庁舎4階)	午前10時00分 ～ 午後5時00分	熊本県玉名地域振興局総務振興課 (熊本県玉名総合庁舎2階)	玉名市岩崎1004番地の1
菊池郡	午前8時30分 ～ 午後5時00分	熊本県菊池総合庁舎別館大会議室 (熊本県菊池総合庁舎別館2階)			菊池市隈府1272番地10
阿蘇郡	午前8時30分 ～ 午前10時00分	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室 (熊本県阿蘇総合庁舎別館2階)	午前10時00分 ～ 午後5時00分	熊本県阿蘇地域振興局総務振興課 (熊本県阿蘇総合庁舎本館2階)	阿蘇市一の宮町宮地2402番地
上益城郡	午前8時30分 ～ 午前10時00分	熊本県上益城総合庁舎大会議室 (熊本県上益城総合庁舎3階大会議室)	午前10時00分 ～ 午後5時00分	熊本県上益城地域振興局総務振興課 (熊本県上益城総合庁舎2階)	上益城郡御船町廻田見386番地の1
葦北郡	午前8時30分 ～ 午前10時00分	熊本県芦北総合庁舎大会議室 (熊本県芦北総合庁舎3階)	午前10時00分 ～ 午後5時00分	熊本県芦北総合庁舎会議室 (熊本県芦北総合庁舎2階)	葦北郡芦北町大字芦北2670番地
球磨郡	午前8時30分 ～ 午後5時00分	熊本県球磨総合庁舎大会議室 (熊本県球磨総合庁舎会議棟2階)			人吉市西閣下町86番地の1

熊本県公安委員会規則第2号

熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月10日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県公安委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則(平成18年熊本県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県警察本部告示第6号

熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月10日

熊本県警察本部長 田中 勝也

熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程
熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程(平成18年熊本県警察本部告示第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県有明海区漁業調整委員会告示第1号

熊本県有明海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程を次のように定める。

平成27年3月10日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 永井 則 一

熊本県有明海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程

熊本県有明海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成13年熊本県有明海区漁業調整委員会告示第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。以下「条例」という。）に基づき、熊本県有明海区漁業調整委員会（以下、「委員会」という）が取り扱う個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第6条第4項第4号の実施機関が定める個人情報取扱事務の公示手続）

第2条 委員会は、条例第6条第4項第4号の実施機関が定める個人情報取扱事務を定めたとき、これを熊本県公報に告示するものとする。

（条例第15条第1項第3号の実施機関が定める事項等）

第3条 条例第15条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1） 求める開示の実施の方法

（2） 開示請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所、本人が15歳未満の者であるか、15歳以上の未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって開示請求をする理由

2 開示請求は、別記第1号様式（自己情報開示請求書）によるものとする。

（本人等であることを証明するために必要な書類）

第4条 条例第15条第2項（条例第20条第4項、第24条第3項及び第25条の5第2項において準用する場合を含む。）の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

（1） 本人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 アに掲げる書類のいずれか一。ただし、アに掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合は、イに掲げる書類のいずれか二

ア 運転免許証、日本国旅券、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、身体障害者手帳又はその他若しくは地方公共団体の機関が発行した写真のはり付けられた身分証明書若しくは資格証明書

イ 健康保険、国民健康保険若しくは船員保険等の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給等の証書、学校教育法に規定する学校が発行した在学証明書又はその他本人であることを証明するために委員会が認めるもの

（2） 本人に代わって法定代理人が開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする場合 当該法定代理人に係る前号アに掲げる書類のいずれか一（前号アに掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合は、前号イに掲げる書類のいずれか二）及び戸籍謄本、登記事項証明書、成年後見登記事項証明書又はその他当該法定代理人の資格を証明するための書類として委員会が認めるもの

（法定代理人の資格喪失の届出）

第5条 条例第14条第2項の規定により開示請求した法定代理人は、条例第19条第1項及び第2項の規定による通知を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を委員会に届け出なければならない。条例第20条第1項の規定による開示を受ける前段の資格を喪失したときも、同様とする。

2 前項前段の規定は、条例第23条第2項において準用する条例第14条第2項の規定により訂正請求した法定代理人について準用する。この場合において、前項中「第19条第1項及び第2項」とあるのは、「第25条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

3 第1項前段の規定は、条例第25条の4第2項において準用する条例第14条第2項の規定により利用停止請求をした法定代理人について準用する。この場合において、第1項中「第19条第1項及び第2項」とあるのは、「第25条の7第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

（未成年者の法定代理人による開示請求に係る意見の聴取）

第6条 委員会は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合にあっては、条例第16条第2号の規定に該当するかの判断に当たり、必要に応じ、本人に対して意見を聴くものとする。

（条例第16条第3号ただし書ウの実施機関が定める公務員等）

第6条の2 条例第16条第3号ただし書ウの実施機関が定める公務員等は、次に掲げる公務員等とする。

- (1) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第54条に規定する麻薬取締官及び麻薬取締員
- (2) 漁業法（昭和24年法律第267号）第74条第1項に規定する漁業監督官及び漁業監督吏員であつて、同条第5項の規定により指名されたもの
- (条例第19条第1項の実施機関が定める事項等)
- 第7条 条例第19条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示を実施する日時及び場所
 - (2) 開示の実施の方法
 - (3) 開示の実施に要する費用の額
- 2 条例第19条第1項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 個人情報全部の開示する旨の決定 別記第2号様式（個人情報開示決定通知書）
 - (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定 別記第3号様式（個人情報部分開示決定通知書）
- 3 条例第19条第2項の規定による通知書は、別記第4号様式（個人情報不開示決定通知書）によるものとする。
- 4 条例第19条第5項後段の規定による通知書は、別記第5号様式（自己情報開示請求決定期間延長通知書）によるものとする。
- 5 条例第19条第6項及び第7項の実施機関が定める事項は、開示請求に係る個人情報記録されている行政文書の表示、開示請求の年月日、意見書の提出先及び提出期限とする。
- 6 条例第19条第6項及び第7項の規定による通知は、別記第6号様式（意見書提出機会付与通知書）により行うものとする。
- 7 条例第19条第6項及び第7項の意見書は、別記第7号様式（個人情報の開示に係る意見書）によるものとする。
- 8 条例第19条第8項後段の規定による通知書は、別記第8号様式（個人情報の開示決定に係る通知書）によるものとする。
- (条例第19条の2第1項の規定による通知書)
- 第7条の2 条例第19条の2第1項の規定による通知書は、別記第8号の2様式（開示請求事案移送通知書）によるものとする。
- (個人情報開示等)
- 第8条 条例第20条第1項の規定による個人情報の開示は、委員会が指定する日時及び場所において行うものとする。
- 2 行政文書の閲覧及び視聴（条例第20条第2項第4号に定める方法を含む。次項において同じ。）をする者は、当該行政文書を丁寧に扱うこととし、これを改ざんし、汚損し、又は破損するはならない。
- 3 委員会は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧及び視聴を中止させ、又は禁止することができる。
- 4 行政文書の写しを交付するときの交付部数は、1部とする。
- (写しの作成及び送付に準ずるものを定めたときの公示手続)
- 第9条 委員会は、条例第21条の写しの作成及び送付に準ずるものを定めたときは、熊本県公報に告示するものとする。
- (口頭による開示請求等)
- 第10条 委員会による開示請求をするときは、当該個人情報の項
- 目並びに開示請求をする期間及び場所を熊本県公報に告示するものとする。
- これを変更するときも、同様とする。
- 2 条例第22条第2項の実施機関が定める書類は、前項で定めた個人情報を取り扱う事務に関して当該個人情報の本人に対して委員会が交付した書類であつて、本人の氏名が記載されているものとする。
- (条例第24条第1項第4号の実施機関が定める事項等)
- 第11条 条例第24条第1項第4号の実施機関が定める事項は、訂正請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所、本人が未成年者であるか又は成年被後見人であるか別並に本人に代わって訂正請求をする理由とする。
- 2 訂正請求書は、別記第9号様式（自己情報訂正請求書）によるものとする。
- (個人情報の開示を受けたことの確認)
- 第12条 訂正請求をしようとする者は、個人情報開示決定通知書、個人情報部分開示決定通知書又は他の法令等の規定若しくは委員会の定めにより交付を受けた個人情報が記録された物の写しを提示しなければならない。
- (条例第25条の規定による通知書)
- 第13条 条例第25条第2項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 個人情報全部を訂正する旨の決定 別記第10号様式（個人情報訂正決定通知書）
 - (2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定 別記第11号様式（個人情報部分訂正決定通知書）
- 2 条例第25条第3項の規定による通知書は、別記第12号様式（個人情報不訂正決定通知書）によるものとする。

- 3 条例第25条第4項において準用する条例第19条第5項後段の規定による通知書は、別記第13号様式（自己情報訂正請求決定期間延長通知書）によるものとする。
 - 第13条の2 条例第25条の2第1項の規定による通知書は、別記第13号の2様式（訂正請求事案移送通知書）によるものとする。
 - 第13条の3 条例第25条の3の規定による通知書は、別記第13号の3様式（個人情報訂正実施通知書）によるものとする。
 - 第13条の4 条例第25条の5第1項第4号の実施機関が定める事項等は、利用停止請求をしようとする者が法定代理人である場合は、本人の氏名及び住所、本人が未成年者であるか又は成年被後見人であるかの別並びに本人に代わって利用停止請求をする理由とする。
 - 2 利用停止請求書は、別記第13号の4様式（自己情報利用停止請求書）によるものとする。
 - 第13条の5 第12条の規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。
 - 第13条の6 条例第25条の7第2項の規定による通知書は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 個人情報の全部を利用停止する旨の決定 別記第13号の5様式（個人情報利用停止決定通知書）
 - (2) 個人情報の一部を利用停止する旨の決定 別記第13号の6様式（個人情報部分利用停止決定通知書） - 2 条例第25条の7第3項の規定による通知書は、別記第13号の7様式（個人情報利用不停止決定通知書）によるものとする。
 - 3 条例第25条の7第4項の規定において準用する条例第19条第5項後段の規定による通知書は、別記第13号の8様式（自己情報利用停止請求決定期間延長通知書）によるものとする。
 - 第14条 条例第27条の規定による通知書は、別記第14号様式（熊本県個人情報保護審査会諮問通知書）によるものとする。
 - 第15条 条例第28条において準用する条例第19条第8項後段の規定による通知書は、条例第28条第1号に係るものは別記第15号様式（条例第28条第1号に係る個人情報開示通知書）、条例第28条第2号に係るものは別記第15号の2様式（条例第28条第2号に係る個人情報の開示通知書）によるものとする。
 - 第16条 委員会は、条例第34条の実施機関が定める法人を定めたときは、これを熊本県公報に告示するものとする。これを変更したときも、同様とする。
 - 第17条 条例第39条第1項の規定により熊本県個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求め、委員会に提出するものとする。
 - 2 委員会は、前項の規定により熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書が提出されたときは、速やかに当該閲覧又は写しの交付の可否を決定し、別記第17号様式（熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等承諾通知書）、別記第18号様式（熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等拒否通知書）により、当該熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書を提出した者に通知するものとする。
- 附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

自 己 情 報 開 示 請 求 書

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 様

請 求 者 住 所 又 は 居 所 郵便番号 ー

〔法人にあっては、主たる事務所
の所在地〕

氏 名

〔法人にあっては、その名称及び
代表者の氏名〕

連 絡 先

〔法人にあっては、担当者の氏名
及び連絡先〕

電話番号() ー

熊本県個人情報保護条例第14条第1項及び第2項の規定により、次のとおり自己情報の開示を請求
します。

開示請求に係る自己情報の 内容	
求める開示の実施の方法 〔希望する方法の番号を〕 〔○で囲んでください。〕	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付 4 その他()

<法定代理人記入欄>法定代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本 人 の 区 分 〔該当するものの番号を〕 〔○で囲んでください。〕	1 15歳未満の者 2 15歳以上の未成年者 3 成年被後見人
本人の氏名及び住所	氏名
	住所 (電話番号() ー)
本人に代わって開示請求を する理由	

- (注) 1 「開示請求に係る自己情報の内容」欄は、知りたいと思われる自己情報が特定できるように具体的に記載してください。
 2 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
 3 法定代理人が請求する際は、(注)2の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請 求 者 確 認 欄	1 運転免許証 2 旅券 3 その他()
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本 2 その他()
備 考	受付年月日 年 月 日

(日本工業規格A4)

別記第2号様式(第7条関係)

個人情報開示決定通知書

熊本県有明海区漁業調整委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおりその全部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

開示請求に係る個人情報の内容		
開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時
	場所	
開示の実施の方法		
開示の実施に要する費用の額	円	
担 当 課 等	(電話番号()) — (内線 ())	
備 考		

- (注) 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課等へ御連絡ください。
- 2 開示の際は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明できる書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人が開示を受ける際は、法定代理人に係る(注)2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 4 2及び3の書類は規則第4条に定める書類ですが、不明な場合は、担当課等へお問い合わせください。

別記第3号様式(第7条関係)

個人情報部分開示決定通知書

熊本県有明海区漁業調整委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

開示請求に係る個人情報の内容		
開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的		
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日 午前・午後 時
	場所	
開示の実施の方法		
開示の実施に要する費用の額	円	
開示しないこととした部分並びに開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	条例第16条第 号該当 (理由)	
担 当 課 等	(電話番号() — (内線 ()))	
備 考		

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県有明海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県有明海区漁業調整委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

- (注) 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当課等へ御連絡ください。
- 2 開示の際は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明できる書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人が開示を受ける際は、法定代理人に係る(注)2の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。
- 4 2及び3の書類は規則第4条に定める書類ですが、不明な場合は、担当課等へお問い合わせください。

別記第4号様式(第7条関係)

個人情報不開示決定通知書

熊本県有明海区漁業調整委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

開示請求に係る 個人情報の内容	
開示しないこと とした根拠規定 及び当該規定を 適用する理由	(根拠規定) 条例第 条 該当 (理由)
担 当 課 等	(電話番号() — (内線 ()))
備 考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県有明海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県有明海区漁業調整委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

(日本工業規格A4)

別記第5号様式(第7条関係)

自己情報開示請求決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条第5項の規定により、次のとおり開示するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

開示請求に係る個人情報の内容	
熊本県個人情報保護条例第19条第4項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	(電話番号 (内線))
備考	

(日本工業規格A4)

別記第6号様式(第7条関係)

意見書提出機会付与通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

熊本県では、適正かつ円滑な県政運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、別添のとおり熊本県個人情報保護条例を制定しています。

今回、熊本県個人情報保護条例第14条の規定による開示請求がありました個人情報について、次のとおりあなた(貴団体)に関する情報が含まれています。同条例第19条第6項(第7項)の規定により本件個人情報を開示するかどうかの決定に当たり、参考とさせていただきたく、意見を求めますので、御意見がある場合には、別紙「個人情報の開示に係る意見書」により、年 月 日までに提出をお願いします。

開示請求に係る個人情報 が記録された行政文書の表示	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
意見書の提出先 (担 当 課 等)	(電話番号()) — (内線 ())
備 考	

(日本工業規格A4)

別記第7号様式(第7条関係)

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 様

住 所 又 は 居 所 郵便番号 ー

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

連 絡 先

〔法人その他の団体にあつては、
担当者の氏名及び連絡先〕 電話番号() ー

年 月 日付け 第 号で通知のあつた件について、次のとおり意見を提出
します。

<p>個人情報の開示につい ての意見</p> <p>〔該当する番号を○で 囲んでください。〕</p>	<p>1 開示しても差し支えない</p> <p>2 開示に反対する</p>
<p>開示に反対する場合の 反対の理由</p> <p>〔開示することで生 じる支障等〕</p>	<p>(1) 反対する部分</p> <p>(2) 反対する理由</p>

(日本工業規格A4)

別記第8号様式(第7条関係)

個人情報の開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで開示に反対する意見書の提出のありました個人情報について、次のとおりその〔全部
一部〕を開示することとしたので、熊本県個人情報保護条例第19条第8項の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県有明海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県有明海区漁業調整委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

開示請求に係る個人情報 が記録されている 行政文書の件名	
開示することとした あなた(貴団体)に関 する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととし た部分	
担 当 課 等	(電話番号()) — (内線 ())
備 考	

別記第8号の2様式(第7条の2関係)

開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

移送をした開示請求事案の内容	
移送した実施機関の担当課等	(電話番号() — (内線))
移送を受けた実施機関及び担当課等	(電話番号() — (内線))
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備 考	

(注) 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこととなります。

(日本工業規格A4)

別記第9号様式(第11条関係)

自 己 情 報 訂 正 請 求 書

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 様

請 求 者 住 所 又 は 居 所

郵便番号 ー

〔法人にあつては、主たる事務所
の所在地〕

氏 名

〔法人にあつては、その名称及び
代表者の氏名〕

連 絡 先

〔法人にあつては、担当者の氏名
及び連絡先〕

電話番号() ー

熊本県個人情報保護条例第23条第1項又は同条第2項において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり自己情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る自己情報の内容	
訂正請求の趣旨及び理由	

<法定代理人記入欄>法定代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 〔該当するものの番号を ○で囲んでください。〕	1 未成年者	2 成年被後見人
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	(電話番号() ー)
本人に代わって訂正請求をする理由		

- (注) 1 「訂正請求に係る自己情報の内容」欄は、請求に係る個人情報 that 特定できるように具体的に記載してください。
- 2 「訂正請求の趣旨及び理由」欄は、訂正を求める箇所及び訂正の内容を含め、具体的に記入してください。
- 3 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
- 4 法定代理人が請求する際は、(注)3の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請 求 者 確 認 欄	1 運転免許証	2 旅券
	3 その他()	
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本	2 その他()
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は熊本県有明海区漁業調整委員会の定めにより交付を受けた個人情報が記録された物の写し	
備 考	受付年月日 年 月 日	

別記第10号様式(第13条関係)

個人情報訂正決定通知書

熊本県有明海区漁業調整委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第2項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 印

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
担 当 課 等	(電話番号 (内線)))
備 考	

(日本工業規格A4)

別記第11号様式(第13条関係)

個人情報部分訂正決定通知書

熊本県有明海区漁業調整委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第2項の規定により、次のとおり一部を除いて訂正することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 年 月 日	年 月 日
訂正しないこと とした部分	
訂正しないこと とした理由	
担 当 課 等	(電話番号() — (内線 ()))
備 考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県有明海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県有明海区漁業調整委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

(日本工業規格A4)

別記第12号様式(第13条関係)

個人情報不訂正決定通知書

熊本県有明海区漁業調整委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第3項の規定により、次のとおり個人情報を訂正しないことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

訂正請求に係る 個人情報の内容	
個人情報の訂正 をしない理由	
担 当 課 等	(電話番号()) — (内線 ())
備 考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県有明海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県有明海区漁業調整委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

(日本工業規格A4)

別記第13号様式(第13条関係)

自己情報訂正請求決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条第4項において準用する第19条第5項の規定により、次のとおり訂正するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る個人情報の内容	
熊本県個人情報保護条例第25条第1項に規定する決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長の理由	
担当課等	(電話番号 (内線))
備考	

(日本工業規格A4)

別記第13号の2様式(第13条の2関係)

訂正請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

移送をした訂正請求事案の内容	
移送した実施機関の担当課等	(電話番号() — (内線))
移送を受けた実施機関及び担当課等	(電話番号() — (内線))
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備 考	

(注) 本件訂正請求については、移送を受けた実施機関において訂正決定等を行うこととなります。

(日本工業規格A4)

別記第13号の3様式(第13条の3関係)

個人情報訂正実施通知書

第 年 月 日 号

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正したので、熊本県個人情報保護条例第25条の3の規定により通知します。

提供した個人情報内容	
訂正内容	
訂正年月日	年 月 日
担当課等	(電話番号() — (内線))
備考	

(日本工業規格A4)

別記第13号の4様式(第13条の4関係)

自 己 情 報 利 用 停 止 請 求 書

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 様

請 求 者 住 所 又 は 居 所 郵便番号 ー

〔法人にあつては、
たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人にあつては、
の名称及び代表者の氏名〕

連 絡 先

〔法人にあつては、
当者の氏名及び連絡先〕

電話番号() ー

熊本県個人情報保護条例第25条の4第1項又は第2項において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり自己情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る自己情報の内容	
利用停止請求の趣旨及び理由	

<法定代理人記入欄>法定代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

本人の区分 〔該当するものの番号を〕 〔○で囲んでください。〕	1 未成年者	2 成年被後見人
本人の氏名及び住所	氏名	
	住所	(電話番号() ー)
本人に代わって利用停止請求をする理由		

- (注) 1 「利用停止請求に係る自己情報の内容」欄は、請求に係る自己情報が特定できるように具体的に記載してください。
 2 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄は、どのような利用停止を求めらるかを含め、具体的に記入してください。
 3 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)の提出又は提示が必要です。
 4 法定代理人が請求する際は、(注)3の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類(戸籍謄本等)の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

請 求 者 確 認 欄	1 運転免許証	2 旅券
	3 その他()	
法定代理人資格確認欄	1 戸籍謄本	2 その他()
開示を受けたことの確認	1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は熊本県有明海区漁業調整委員会の定めにより交付を受けた個人情報記録された物の写し	
備 考	受付年月日	年 月 日

(日本工業規格A4)

別記第13号の5様式(第13条の6関係)

個人情報利用停止決定通知書
熊本県有明海区漁業調整委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本
県個人情報保護条例第25条の7第2項の規定により、次のとおり利用停止することと決定し
たので通知します。

年 月 日
熊本県有明海区漁業調整委員会会長 印

利用停止請求に 係る個人情報の 内 容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	
担 当 課 等	(電話番号() ー (内線))
備 考	

(日本工業規格A4)

別記第13号の6様式(第13条の6関係)

個人情報部分利用停止決定通知書
 熊本県有明海区漁業調整委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本
 県個人情報保護条例第25条の7第2項の規定により、次のとおり一部を除いて利用停止する
 ことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 印

利用停止に係る 個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止しない こととした部分	
利用停止しない こととした理由	
担 当 課 等	(電話番号() — (内線))
備 考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算
 して60日以内に熊本県有明海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か
 月以内に熊本県を被告として(熊本県有明海区漁業調整委員会が被告の代表者となりま
 す。)提起することができます。

(日本工業規格A4)

別記第13号の7様式(第13条の6関係)

個人情報利用不停止決定通知書
熊本県有明海区漁業調整委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本
県個人情報保護条例第25条の7第3項の規定により、次のとおり個人情報を利用停止しない
ことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 印

利用停止に 係る個人情報 の 内 容	
個人情報の 利用停止を しない理由	
担 当 課 等	(電話番号() — (内線))
備 考	

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算
して60日以内に熊本県有明海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か
月以内に熊本県を被告として(熊本県有明海区漁業調整委員会が被告の代表者となりま
す。)提起することができます。

(日本工業規格A4)

別記第13号の8様式(第13条の6関係)

自己情報利用停止請求決定期間延長通知書

第 年 月 日 号

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第4項において準用する第19条第5項の規定により、次のとおり利用停止するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
熊本県個人情報保護条例第25条の7第1項に規定する決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	(電話番号() — (内線()))
備考	

(日本工業規格A4)

別記第14号様式(第14条関係)

熊本県個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 印

年 月 日付けの不服申立てについて、次のとおり熊本県個人情報保護審査会に諮問したので、熊本県個人情報保護条例第27条の規定により通知します。

不服申立てがあつた決定及び個人情報の内容	
不服申立ての内容	
諮問年月日	年 月 日
担当課等	(電話番号 (内線))
備考	

(日本工業規格A4)

別記第15号様式(第15条関係)

条例第28条第1号に係る個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで不服申立てのありました行政文書に記録されている個人情報について、次のとおりその〔全部〕を〔一部〕を開示することとしましたので、熊本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県有明海区漁業調整委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

開示請求に係る個人情報 が記録されてい る行政文書の件名	
開示することとした あなた(貴団体)に関 する情報の内容	
開示決定をした理由	
開 示 決 定 の 表 示	年 月 日付け 熊本県指令 第 号
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
開示しないこととし た部分	
担 当 課 等	(電話番号 () — (内線))
備 考	

別記第15号の2様式(第15条関係)

条例第28条第2号に係る個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました行政文書に記録されている個人情報について、次のとおりその〔全部
一部〕を開示することとしましたので、熊本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項後段の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県有明海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県有明海区漁業調整委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

開示請求に係る個人情報 が記録されている 行政文書の件名	
開示することとした あなた(貴団体)に 関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開 示 決 定 の 表 示	年 月 日付け 熊本県指令 第 号
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
開示しないこととした 部分	
担 当 課 等	(電話番号() — (内線))
備 考	

別記第16号様式(第17条関係)

熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等請求書

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 様

請 求 者 住 所 又 は 居 所 郵便番号 ー

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地〕

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕

連 絡 先

〔法人その他の団体にあつては、
担当者の氏名及び連絡先〕

電話番号() ー

熊本県個人情報保護条例第39条第1項の規定により、次のとおり熊本県個人情報保護審査会へ提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を請求します。

意見書又は資料の名称及び内容	
閲覧等の実施の方法 〔希望する方法の番号を〕 ○で囲んでください。	1 閲覧 2 写しの交付
※備考	考 受付年月日 年 月 日

- (注) 1 「意見書又は資料の名称及び内容」欄は、請求に係る意見書又は資料が特定できるよう、具体的に記載してください。
- 2 「※備考」欄は、記入しないでください。

別記第17号様式(第17条関係)

熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等承諾通知書

熊本県有明海区漁業調整委員会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました意見書又は資料の閲覧又は写しの交付については、次のとおり承諾することとしたので通知します。

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

意見書又は資料の件名	
意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所	(日時) 年 月 日 午前・午後 時 (場所)
担 当 課 等	(電話番号() — (内線))

- (注) 1 「意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所」欄で指定された日時及び場所に来庁できない場合は、あらかじめその旨を電話等で担当課等まで御連絡ください。
2 閲覧又は写しの交付の際には、この通知書を提示してください。

別記第18号様式(第17条関係)

熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等一部承諾通知書

熊本県有明海区漁業調整委員会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました意見書又は資料の閲覧又は写しの交付については、次のとおり一部承諾することとしたので通知します。

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

意見書又は資料の件名	
意見書又は資料の閲覧等承諾しない部分及び理由	(閲覧等を承諾しない部分) (閲覧等を承諾しない理由)
意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所	(日時) 年 月 日 午前・午後 時 (場所)
担 当 課 等	(電話番号()) — (内線 ())

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県有明海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県有明海区漁業調整委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。

(注) 1 「意見書又は資料の閲覧等の日時及び場所」欄で指定された日時及び場所に来庁できない場合は、あらかじめその旨を電話等で担当課等まで御連絡ください。

2 提出資料の閲覧等の際には、この通知書を提示してください。

別記第19号様式(第17条関係)

熊本県個人情報保護審査会提出資料等閲覧等拒否通知書

熊本県有明海区漁業調整委員会指令第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました意見書又は資料の閲覧又は写しの交付については、次のとおり拒否することとしたので通知します。

年 月 日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長

印

意見書又は資料の件名	
意見書又は資料の閲覧等拒否する理由	
担 当 課 等	(電話番号()) — (内線 ())

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県有明海区漁業調整委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県有明海区漁業調整委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。